

平成29年3月9日開催 双葉町都市計画審議会 議事概要

1 開会	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課長より開会する旨発言
2 委員の任命	<ul style="list-style-type: none"> ・副町長より各委員に辞令交付
3 あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> ・副町長よりあいさつ ・副町長及び報道関係者退出 ・各委員及び事務局自己紹介
4 会長選出	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課長より定足数に達しており、審議会が成立している旨報告 ・仮議長として山田委員を選出 ・仮議長のもと、全会一致で田中委員を会長に決定 ・田中会長より大橋庸一委員を会長の職務代理者として指名 ・以降、会長による議事進行
5 説明	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの双葉町の都市計画について事務局より説明 ・説明後、次の質疑応答あり <p>【委員】 震災以降、下水道の状況調査をしたのか。</p> <p>【事務局】 処理場は目視により確認したが、機械設備・電気設備が全損であった。管渠は平成27年度に県道や避難指示解除準備区域の調査を実施したが、滞水が激しく調査ができなかった。なお、別途出来形比較で調査を行ったが、20か所ほどマンホールが下がったことを確認している。</p>
6 議事	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 中野地区一団地の復興産業拠点市街地形成施設について、事務局より説明 ・次の質疑応答を行った後、全会一致で都市計画決定が承認 <p>【委員】 説明会の出席者は。</p> <p>【事務局】 2月18日のいわき会場が25人。2月19日の郡山会場が20人。なお、いわきでは再生可能エネルギー誘致についての要望と土地利用計画の面積内訳について質問があった。郡山では質問がなかった。</p> <p>【委員】 出席率はパーセントではどれくらいか。</p> <p>【事務局】 特段パーセントでは出していない。</p> <p>【委員】 本件については、説明会出席者でもわからないという人が多い</p>

のが現状では。委嘱された我々委員でも今後の議論すべき方向性やコンセプトがつかめてないが。

【会長】復興まちづくり委員会の委員であれば、これまで十分議論してきているので、委員の指摘は当たらないと思う。

【事務局】当地は昨年12月に策定した復興まちづくり計画（第2次）でも「働く拠点」として位置づけられているもの。本格除染も終わっており、町内における復興の先駆けとして事業を進めていく。地権者に対しては、次年度、用地に関する説明を行った上で用地に協力してもらおう。並行して実施設計を行い、復興まちづくり計画（第2次）の具現化を図る。

【委員】事前に説明を聞いており理解している。ハード面の整備が中心となるのだろうが、従前田園地帯であったことを踏まえ、周りの環境にマッチするようソフト面を考えてほしい。隣接して建設予定の復興記念公園やアーカイブ施設とマッチするよう配慮願いたい。

【事務局】アーカイブ施設は県事業であり、今後、基本設計・実施設計と進んでいくと伺っている。アーカイブ施設に併設する形になると思うが、町が産業交流センターを整備する。これは就業者を中心とした支援施設であり、次年度基本構想を検討していく。併せてスピード感を持って実施設計等も進めていく。東側隣接の復興記念公園も国で基本構想を検討しているところであり、これら3者一体となった整備をし、復興のシンボルとなるよう進めていく考えである。

【委員】復興シンボル軸は用地取得等のためにも将来的に都市計画決定が必要ではないか。

【事務局】国道6号より西側は県道、東側は町道であるが、将来的にはすべて県道として整備するよう県と協議している。都市計画決定についても、来年度県で行う予定である。

【委員】特定公益的・特定業務施設と特定業務施設の備考欄の説明が重複しているように感じるがあえてそうしているのか。また、土地利用計画が変わった場合、その度ごとに都市計画審議会を開催するのか。

【事務局】特定公益的・特定業務施設はアーカイブ施設と産業交流センターの2つのみを想定している。特定公益的・特定業務施設は一団地の復興再生市街地形成施設として都市計画決定をする上で必ず項目上記載するものとして位置づけられているものである。該当する2施設の内容を書き下した結果、備考が似た内容になったが、施設では特定公益的・特定業務施設と産業団地一般を想定した特定業務施設を明

<p>7 その他</p>	<p>確に区別している。</p> <p>土地利用計画は軽微な変更であれば、都市計画審議会を開催しなくとも対応できるものと考えている。施設を2つの区分に切り分けることで何か不都合が生じるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長より任を降りる旨の発言あり ・以降、建設課長による進行 ・事務局より事務連絡 ・都市計画決定後の事業の進め方等について次の質疑応答あり。 <p>【委員】当地の地権者で用地の協力を拒否するものがいればどうするのか。しっかり説明して進められればいいが、事業説明会にも出席せず事後承諾のような形になった人の中には、言いたいことも言えず進んでしまう例もあるのではないか。</p> <p>【事務局】地権者に対しては、来月地権者説明会を予定しており、事業の中身などを丁寧に説明していく。</p> <p>【委員】地権者数はどれくらいか。</p> <p>【事務局】74件である。</p> <p>【委員】この計画は復興まちづくり計画（第2次）にも載っていて、町民の方も見ていると思うが、対象地区の方からこれまで質問等はなかったか。</p> <p>【事務局】特になかった。前段として、昨年3月に町内復興拠点基本構想を策定し、昨年4月にその説明会をいわきと郡山で行っている。その際、対象の浜野地区の住民や区域内外の地権者を対象に開催し説明を行ったが、特に反対意見は無かった。</p> <p>今回都市計画決定することにより、区域の明確化や広く住民に知らせることにもなり、それが都市計画決定の一つの意義でもある。</p> <p>【委員】地権者の理解を得るためには整備の進捗を示していくことが大事であり、それにより地権者の同意にもつながっていくと思う。我々委員は任期が平成31年までであるが、それまでに整備の進捗状況を視察したりする機会はあるのか。</p> <p>【事務局】十分ある。現地での視察等も計画していきたい。</p>
<p>8 閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課長より閉会する旨発言